液体状の放射性物質等の排水設備	排水浄化そうにあつては、上部に「排水設備」、下部に「許可なくして立ち入りを禁ず」の文字が記入されており、かつ、半径が十センチメートル以上の放射能標識、排液処理装置にあつては、上部に「排水設備」、下部に「許可なくしてふれることを禁ず」の文字が記入されており、かつ、半径が五センチメートル以上の放射能標識、排水管にあつては、赤紫部分の幅が二センチメートル以上であり、かつ、黄部分の幅がその二分の一、青部分の幅がその二倍である日本産業規格による放射能表示（以下「放射能表示」という。）
（略）	

（薬剤師法施行規則の一部改正）

第二十九条　薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「日本工業規格Ａ列４番」を「Ａ４」に改める。

様式第二中「日本工業規格Ａ４列４番」を「Ａ４」に改める。

様式第四中「日本工業規格Ａ列４番」を「Ａ４」に改める。

様式第五中「日本工業規格Ａ４列４番」を「Ａ４」に改める。

様式第六の二、様式第六の四及び様式第六の五中「日本工業規格Ａ列４番」を「Ａ４」に改める。

様式第七及び様式第九中「日本工業規格Ａ４列４番」を「Ａ４」に改める。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部改正）

第三十条　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和三十八年厚生省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（フレキシブルディスクの構造）	（フレキシブルディスクの構造）
第六条　前条第一項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）Ｘ六二三三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。	**第六条**　前条第一項のフレキシブルディスクは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Ｘ六二三三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。
（フレキシブルディスクへの記録方式）	（フレキシブルディスクへの記録方式）
第七条　第五条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。	**第七条**　第五条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。
一　トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格Ｘ六二二四号又は日本産業規格Ｘ六二二五号に規定する方式	一　トラックフォーマットについては、日本工業規格Ｘ六二二四号又は日本工業規格Ｘ六二二五号に規定する方式
二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五号に規定する方式	二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格Ｘ〇六〇五号に規定する方式